

指名の基準に関する運用基準について

(平成 6 年 3 月 30 日 監－1781)

- 1 指名に当たっては、県内建設業者の育成のため、県内建設業者を優先するものとする。
- 2 県外建設業者の指名は、特別な施設又は特殊な技術を要する工事であるため、県内建設業者では施工が困難であると認められる工事又は県内建設業者のみでは有効競争に必要な指名業者数を確保することができない工事について行うものとする。
- 3 県内建設業者の指名にあたっては、工事箇所のある管内（地域振興局が管轄する区域をいう。）に主たる営業所を有する者（以下「管内業者」という。）を優先するものとする。

また、県内建設業者のうち、当該管内以外に主たる営業所を設けている者にあつては、入札審査会の議決により、それぞれの営業所のある管内において管内業者として取り扱うことができる。

- 4 第14条第2項の規定において、等級別発注標準表の等級に格付された者のうちから指名するものとしているが、適正な施工の確保を図るため、同一等級内における建設業者の施工能力を的確に把握し、施工能力に応じた指名を行うこと。
- 5 第14条第2項別表第4で規定する指名数については、適正な競争力の確保を図るための目安である。ただし書規定があることに留意し、いわゆる数合わせ的な運用をすることのないよう地域性、技術的適性等を十分考慮し適切な数を指名すること。
- 6 第14条第3項で定める指名基準の例外については、次のとおりとする。

- (1) この規定は、原則として上位等級の者を下位等級の請負対応額の工事に指名できることを想定したものであるが、安易に適用することのないよう留意すること。

また、第3号に該当する場合以外は、上位等級の者と下位等級の者の混合指名は、原則として行わないものとする。

- (2) 第1号は、災害又は災害防除等の工事であつて、応急仮工事、雨季又は降雪前に短期間に完成させる必要がある工事等、真に緊急を要する場合に適用するものであること。

(3) 第2号に該当する工事としては、舗装工事（修繕を除く。）、橋梁上部工事（（P C 橋・鋼橋（補修を含む。））、トンネル工事、ダム・ため池工事、しゅんせつ工事、防波堤工事、離岸堤工事、ボーリング・グラウト工事（薬液注入含む。）頭首工工事、パイプライン敷設工事、地盤改良工事（特殊工法に限る。）、地滑り防止工事、推進及びシールド工事、防雪工事（スノーシェッド、スノーシェルター、消融雪パイプ等）、建築工事（鉄骨造、鉄筋コンクリート造、木造、特殊な設計意図によるもの）等の技術的に高度かつ難度な工事又は特殊なパテントを必要とする工事とする。

(4) 第3号は管内において、入札に付する工事の請負対応額に対応する等級に格付された者の数が、秋田県財務規則第169条で定める数を満たすことができない場合に、同じ管内の上位等級の者を優先するものとする。

なお、本号を適用し混合指名する場合は、例えばB級対象工事においてはA級の下の者を指名する等施工能力に極端な差が生じないように配慮すること。

7 第4項に規定する留意すべき事項の運用は、次のとおりとする。

(イ) 建設業許可の状況について

(1) 指名時において、建設業の許可がない者については、指名してはならない。

(2) 下請負に付される下請負代金の総額が、4,000万円（建築一式にあつては6,000万円）以上と認められる場合の指名は、特定建設業の許可を受けた者のうちから行う。

(3) 請負対応額8,000万円以上のすべての建設工事においては、原則として特定建設業の許可を受けた者のうちから行う。

(ロ) 信用度について

次のいずれかに該当する者については、指名を差し控えるものとする。

(1) 県税又は社会保険料を滞納している者

(2) 賃金又は下請代金の支払いが滞っている者

(3) 銀行取引停止や主要取引先から取引停止の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者

(4) 下請契約において、一括下請、不適正な契約締結及び特定資材等の購入強制等不適切であることが明確である者

(5) 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと

等請負契約の履行が不誠実である者

(6) 入札参加申込書に事実と異なる事項を記載する等公正な入札を妨げた者

(7) 低入札受注（秋田県低入札価格調査取扱要綱又は秋田県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査試行要綱に基づく低入札価格調査を経て契約を締結することをいう。）を繰り返し、適正な入札環境を妨げた者

(ハ) 工事成績について

指名にあたっては、工事成績評価結果を十分考慮するものとする。

特に、努力要請を受けた者については、改善努力の状況を十分に勘案するものとする。さらに1年以内に再び努力要請を受けた場合は、改善報告書の提出を求めるなどにより改善が明確に確認されるまでは、指名を差し控えるものとする。

(ニ) 手持工事の状況について

手持工事の状況と技術職員の数及び有資格技術職員の保有数を把握し、当該工事に配置すべき技術者の資格を勘案しながら、当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に判断するものとする。

(ホ) 当該工事の地理的状況について

地域の工事量を踏まえ、指名が固定化しないよう地理的状況を十分に勘案するものとする。

また、より高度な技術を要する一定の工事について、技術的特性に合ったものを幅広く選定するものとする。

(ヘ) 技術者の状況について

資格審査基準日以降の技術者の増減に留意するものとする。

(ト) 当該工事施工についての技術的特性について

同種工事の施工実績及び当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があるかどうかを判断するものとする。

(チ) 機械器具の保有状況等について

当該工事の施工について必要な機械器具の保有又は調達能力等に留意すること。

(リ) 安全管理の状況について

研修などの安全対策の状況、現場における安全管理成績、労働災害事故発生状況及び安全管理に係る表彰実績等安全管理の状況に留意すること。

(ヌ) 労働福祉の状況について

建設業退職金共済制度等退職金制度、建設労災補償共済制度等労災補償共済制度などの労働福祉の状況に留意すること。また、雇用・労働条件の改善に関し表彰を受けている場合は、これを十分考慮すること。

(ル) その他の留意事項について

公平な競争を確保するため、工事の設計調査等関連業務を行った者（代表者を同じくする者を含む。）については、原則として当該工事に指名しないものとする。

(平成7年3月30日監－1703 一部改正)

(平成15年3月28日建管－2795 一部改正（平成15年4月1日から施行）)

(平成15年9月11日建管－1485 一部改正)

(平成18年9月29日建管－1307 一部改正)

(平成21年10月29日建管－1708 一部改正（平成21年11月1日から施行）)

(平成28年5月31日建政－391 一部改正)